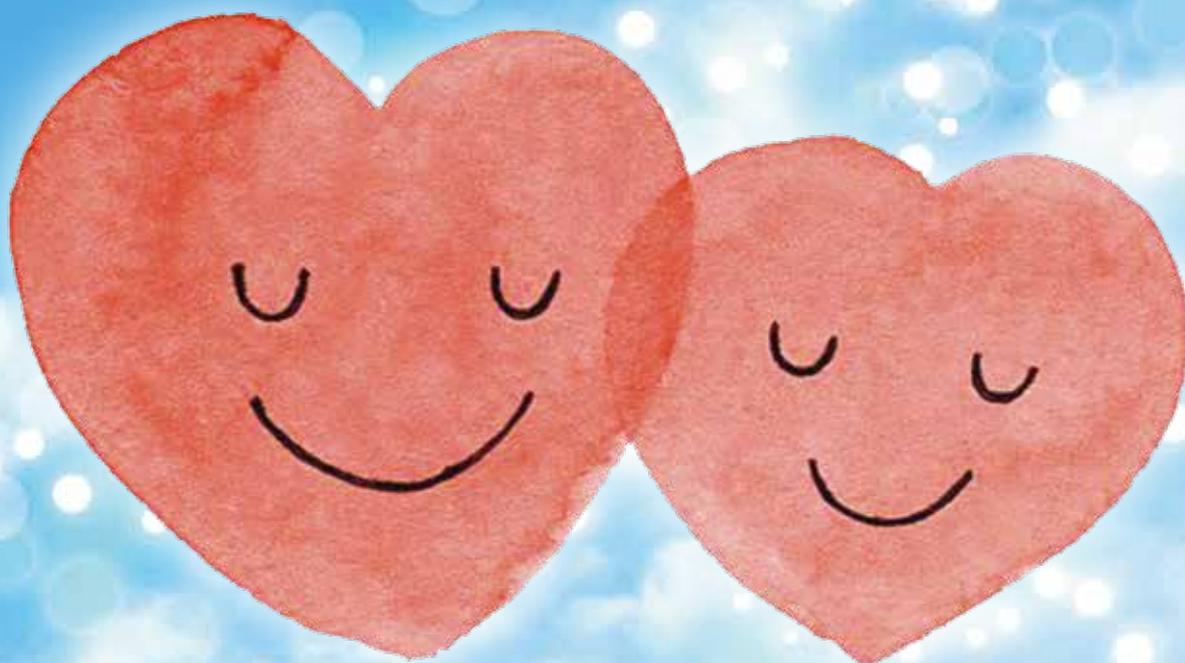


福祉の仕事・資格 ガイドブック



 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

福祉の仕事・資格 ガイドブック



福祉・介護の仕事は、かけがえない仕事です。
社会福祉法人だけでなく、大手企業も参入する、「**将来性や夢のある業界**」です。
さらに、「ひと」と接する仕事ですから、「ありがとう」など感謝の言葉をうける、「**やりがい**」や「**誇り**」を持てる仕事です。

◆福祉の仕事（職種・資格）

1. 福祉の仕事の目的

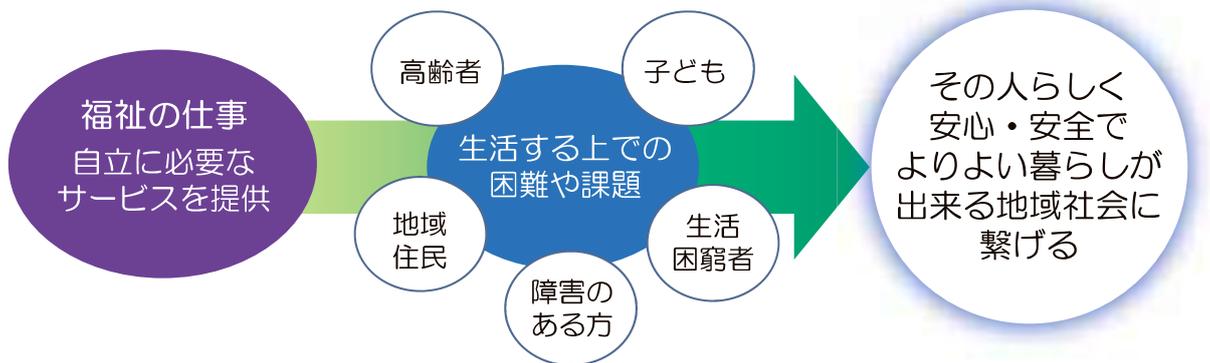
地域の人たちが安心・安全で、豊かに暮らしていくためのサポートをする仕事です。

「福祉」という言葉にはたくさんの意味があります。

福祉というと、高齢者や障害のある方の介護や、病気などで毎日の生活に困っている人を助けるといった様子を思い浮かべるのではないのでしょうか。

程度の違いはあっても人が生きていく上では、様々な困難や課題に出会い、自分一人だけでは解決できない場合もあります。生活に困る状況にある時には、その人に寄り添って、その人が抱えている困難や課題を解決するために支えていくことが福祉の仕事です。

また、住みなれた地域でその人らしく「安心・安全」に、よりよい暮らしができるようにサポートすることも福祉の大切な仕事です。



2. どのようなところで働くのか

年齢やサービスを提供する対象で職場が異なります。

福祉施設では、児童、高齢者、心身に障害のある方や生活に困っている方などに必要な福祉サービスを提供したり、いろいろな人や機関と協力しながら専門的なケアを行うことで、その人らしい自立した生活が出来るようサポートも行っています。

利用者が生活する入所施設、自宅で生活しながら通う通所施設、利用者の家庭を訪問してサービスを提供する在宅サービスの形があります。

		入 所	通 所	訪 問
こども	子どもの健全育成	・ 乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 母子生活支援施設 等	・ 保育所 ・ 児童館 等	
	障害のある子ども	・ 医療型障害児入所施設 ・ 福祉型障害児入所施設 等	・ 児童発達支援センター ・ 障害児通所支援事業所 等	・ 居宅介護 等
大人	生活に困っている人	・ 救護施設 等		
	高齢者	・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム (ケアハウス) 等	・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 認知症対応型通所介護 等	・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 等
	障害のある人	・ 障害者支援施設 ・ グループホーム 等	・ 日中生活介護 ・ 就労継続支援B型 等	
	母子・父子家庭		・ 母子・父子福祉センター 等	
	その他	・ 宿所提供施設 ・ 婦人保護施設 等	・ 地域福祉センター ・ 老人憩いの家 等	
その他		・ 社会福祉協議会		

3. どのような仕事があるのか

保育や介護など、いろいろな仕事があります。

福祉の仕事は「人」を相手にその人が必要とする福祉サービスを提供する仕事です。

対象となる「人」は、高齢者、障害のある方、子ども、その他生活に困っている方々などで、これらの人々をサポートする仕事も多様です。



①介護（ケアワーク）	高齢者や障害のある方の生活をサポート 仕事：3ページ 資格：13～16ページ
②保育	保護者とともに子どもたちを守り、育てる子育てのパートナー 仕事：4ページ 資格：17ページ
③相談・援助・調整	悩みを聞き、課題解決に向けて計画を作り実行する仕事 仕事：5～6ページ 資格：18～19ページ
④看護・保健・医療	からだやこころの悩みの回復をお手伝いする仕事 仕事：7ページ 資格：20ページ
⑤リハビリテーション	こころとからだの機能回復を通して社会復帰をサポート 仕事：8ページ 資格：21～22ページ
⑥栄養・調理	食事を通して健康で豊かな生活をサポート 仕事：9ページ 資格：23ページ
⑦運営・管理	施設をまとめ運営・管理していく縁の下の力持ち 仕事：10ページ
⑧行政の相談所	福祉の相談窓口として地域の人々のくらしをサポート 仕事：11ページ
⑨社会福祉協議会職員	みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進 仕事：12ページ



①介護の仕事

■高齢者や障害のある方の生活をサポートする仕事

病気や障害があり日常生活を送るのが難しい方の支援を、専門知識・技術を活かして行い、利用者の自立をサポートする仕事です。

食事・排泄・入浴・着替えや移動など心身の状況に応じた日常生活の支援や、利用される方一人ひとりの話をよく聞いて安心を届け、精神的なケアも行います。

また、利用者の家族の相談に乗ったり、介護の技術的な指導やアドバイスも行います。



仕事に就くには

経験、資格の有無を問わない求人もありますが、介護職員初任者研修以上の資格を必要とする場合が多いです。

介護職員初任者研修の資格を取るためには、各地方自治体などが開催している講座を受けます。国家資格である介護福祉士は、介護福祉系の専門学校や大学で学ぶなどして取得できます。

介護にかかわる職種

■社会福祉施設や病院の介護職（ケアワーカー、ケアスタッフ、介護職員）

社会福祉施設や病院では、その施設内で介護サービスを提供する仕事です。

仕事は、施設・病院に入所している方が必要としている日々の生活に関わるものから、入所・退所の支援等もあります。

必要な資格

介護福祉士・介護職員初任者研修・実務者研修 など

※介護職として働くうえで、介護のエキスパートとして働くためには、介護職員初任者研修、介護福祉士などの資格を求められます。

■訪問介護員（ホームヘルパー）

高齢者や障害のある方の家庭を訪問して、介護サービスを提供する仕事です。

仕事は、身体介護のほか、食事の準備、洗濯、掃除、買い物などを手伝う家事援助や外出時の同行支援など、日常生活すべてを支援するのがホームヘルパーの特徴です。

訪問介護事業を行うさまざまな事業所が就職の場となります。

必要な資格

介護福祉士・実務者研修・介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修
・障害者居宅介護従業者基礎研修 など

②保育の仕事

■保護者ととも子どもたちを守り、育てる子育てのパートナー

子どもたちが健やかに成長するよう、守り育てる仕事です。

保育士は保護者と一緒に子どもたちが生活習慣を学び、身につけられるように養護と教育を行います。

また、児童館などで音楽や図工の会といったイベントなどを行い、遊びを通じて子どもたちの成長を支援する児童厚生員という職業もあります。

子どもたちの支援に加え、保護者に対して子育てに関するアドバイスや指導も行います。



仕事に就くには

保育士になるには国家資格が必要です。資格を取る方法はいくつかありますが、養成課程のある専門学校や短期大学・大学では卒業と同時に資格を取得することが出来ます。

児童厚生員は、保育士や学校の教員免許を持っているなど所定の条件を満たした上で、自治体の職員として採用された後、児童館や児童センターなどの施設に配属されて付く名称です。

保育にかかわる職種

■保育士

子どもたちとかかわることで食事やトイレ・睡眠などの生活習慣を身につけさせたり、遊びを通して集団生活を身につけるサポートをしたりします。

職場には保育所のほかに、さまざまな事情から家庭で生活できなくなった子どもたちが暮らす乳児院や児童養護施設、障害のある子どもたちを支援する障害児施設などがあります。

必要な資格

保育士

※保育所以外にも保育士の配置が義務付けられている児童福祉施設があります。

■児童の遊びを指導する者（児童厚生員）

児童館や児童センターで遊びを中心とした指導を行い、地域の子どもたちが健やかに育つよう、サポートする仕事です。

最近では児童館を利用する学校に行けない子どもたちの支援を行うこともあります。

必要な資格

保育士もしくは社会福祉士の資格保有者

幼稚園・小学校・中学校・高校などの教諭免許保有者 など

※児童館の多くは市町が運営しているため児童厚生員として働くには各市町の採用試験（公務員試験）に合格する必要があります。

③相談・援助・調整の仕事

■悩みを聞き、課題解決に向けて計画を作り実行する

福祉に関する悩みを持った高齢者や障害のある方、病気がある方、子どもやその家族などの相談に乗って、一緒に考えたり、アドバイスをしたりする仕事です。

高齢者を支援する場合には、どのような介護サービスの利用が必要かケアプランを立てたり、必要なサービスや施設の情報を紹介したりします。また介護についてアドバイスをしたり、サービス利用者とサービス提供者との調整を行います。

働く施設や分野によって仕事の範囲や職種名は異なります。

仕事に就くには

資格要件が定められていない分野もありますが、一般には国家資格である社会福祉士や社会福祉主事任用資格が求められます。

特定分野では、精神障害者関係施設・事業所での精神保健福祉士（国家資格）、介護保険事業を行う高齢者関係施設・事業所での介護支援専門員（ケアマネジャー）があります。



相談・援助・調整に関わる職種

■生活相談員、生活支援員

主な職場は、高齢者福祉施設、障害者支援施設です。

介護職員が配置されている施設では1～2名と配置が少なく、利用者の方の相談援助のほかに、入退所の手続きや家族との連絡調整、サービス計画立案などが業務としてあります。

介護職員が配置されていない施設では、利用者の生活援助や訓練にも従事します。

必要な資格

社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事任用資格
など

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、介護保険サービスを利用する方（特別養護老人ホーム等の施設入所者・在宅でデイサービスを利用する方・訪問介護を受ける方、等）の状況に応じたケアプラン（介護支援計画）を作成し、サービス事業者や家族との連絡調整を行う職種です。

介護認定の調査を行うこともあります。

必要な資格

介護支援専門員

※福祉・保健・医療等の専門職として実務経験5年以上を有する者が試験に合格し、研修を受けることで取得できますが、5年ごとの更新研修受講が必要です。



■作業指導員・職業指導員、就労支援員

作業指導員・職業指導員や就労支援員は、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所が仕事場です。

利用者の希望や適性に合わせてパソコン、印刷、木工や農園芸などの技術を指導、援助するなど、職業上の技術を習得させる訓練、指導を行います。

必要な資格

法令上の資格要件はありません。

※技術指導ができる一定の経験や技能が求められるほか、施設の種類によっては、点字や手話の技術が必要になる場合もあります。

また、実際の求人では社会福祉主事任用資格（児童福祉施設では児童指導員任用資格）が求められることが多くなっています。

■児童指導員

児童指導員は児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子どもたちを援助、育成、指導する職種です。

児童の指導、育成計画の企画立案、施設内の調整、親や学校・児童相談所との連絡などの連絡調整業務を行います。実際の仕事を行う中では、保育士との役割は明確には分けられてはならず、子どもたちの年齢や能力に応じて社会的な生活力を身につけられるように、保育士と協力して生活全般の支援（生活習慣を身につけること、学習やスポーツ活動など）を行います。

必要な資格

児童指導員任用資格

■母子支援員

母子支援員は、母子生活支援施設（従来の母子寮）に配置され、母子の自立促進を目的として、母子の就労、児童の養育などに関する相談、助言と、福祉事務所・児童家庭支援センター・公共職業安定所・学校・児童相談所などの関係機関との連携を行います。

必要な資格

保育士・社会福祉士・精神保健福祉士 等 ※母子支援員に必要な条件の一部

■医療ソーシャルワーカー・精神医療ソーシャルワーカー

医療ソーシャルワーカー（MSW）は一般病院を、精神医療ソーシャルワーカー（PSW）は精神病院を主な職場とするもので、患者さんが安心して医療を受けられるように、経済的な不安や、家族との関係などについて相談援助を行います。

必要な資格

社会福祉士・精神保健福祉士

※いずれも必須ではないが、持っているとうり

④保健・医療の仕事

■からだや心の悩みの回復をお手伝いする

保健医療系の職種には次の職種があります。配置される分野で職種名は異なります。

看護師…ほぼすべての対人サービス分野に配置が規定されています。

心理職…他の保健医療系の資格に比べ職域は限られます。一部の施設に配置が規定されているが、各施設や自治体等との判断で雇用されている場合が多くあります。

仕事に就くには

看護の仕事に就くには、看護師国家試験に合格する必要があります。看護系の大学、短期大学、看護師専門学校などを卒業すると受験資格を得られます。

心理職になるには、大学・大学院の心理学科を卒業するか、医師の免許を取り、心理の現場で経験を積むことが必要です。

保健・医療に関わる職種

■看護職

福祉分野での看護職の仕事は、医療的なケアはもちろん、利用者の毎日の生活をバックアップしていくことが大切になります。

看護職として医療、看護の専門知識や技術を元に、福祉施設の入所者や在宅の療養者に対して、医師や介護職など他の専門職と協力して利用者をサポートします。

また、その家族が健康管理を出来るようにアドバイスを行ったりします。

必要な資格

看護師・准看護師

■心理職

社会福祉関係では、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所などの行政の相談所、肢体不自由者更正施設で心理職（心理判定員）の配置が規定されています。

相談面接等を通じた対象者の心理状況の把握・判断や、個々人への心理的な療法等を行います。

必要な資格

公認心理士・臨床心理士



⑤リハビリテーションの仕事

■ここからからだの機能回復を通して社会復帰をサポート

リハビリテーションとは、病気や怪我によって起こったからだの障害を可能な限り回復させ、本人の力を最大限に高めて、豊かな生活が送れるようにサポートすることです。

仕事に就くには

リハビリテーションの仕事には、対象者の障害の種類や場所によって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、視能訓練士があり、すべての仕事に国家資格が必要です。

大学、専門学校など指定の養成校で勉強し、国家試験の合格を目指しましょう。

リハビリテーションに関わる職種

■理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士は、からだの機能に障害のある方に対して、主に身体の運動を通じて筋力の増強や関節の動きをスムーズにするなど運動機能を回復させる運動療法や、マッサージ・電気治療などの物理治療を行います。

作業療法士は心身に障害のある方に工作や手芸・家事などの「作業」を通じて、身体機能の回復や維持・予防を図ります。

言語聴覚士は、失語症や難聴などの言語や聴覚に障害があったり、食べ物を飲み込むことが難しい人に対し、専門的な検査・訓練・指導・アドバイスをを行います。

福祉分野の働く場所は、主に障害児・者施設などになります。

必要な資格

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

■義肢装具士

病気や事故などで失った手や足の機能の代わりにする義肢や、コルセットなどの治療を目的とした装具を作り、利用者が日常生活を送るに必要な機能を補完し、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職の国家資格です。

勤務先は民間の義肢制作会社が多くなります。

必要な資格

義肢装具士

■視能訓練士

視能訓練士は、見る機能に障害のある人に、視力・視野・眼球運動などの検査と機能回復や障害の軽減を図る専門職の国家資格です。

視能訓練士の職場は、病院やリハビリテーションセンターなどの医療機関や、保健所、学校などもあります。社会福祉施設では配置は規定されていません。

必要な資格

視能訓練士

⑥ 栄養・調理の仕事

■ 食事を通して健康で豊かな生活をサポート

栄養士、調理員は、食事を提供する社会福祉施設に配置され、利用者一人ひとりの健康状態、障害の状況等にあわせた彩りある食生活を支えています。

仕事に就くには

栄養士になるには、資格が必要です。栄養士の養成施設である大学、短期大学、専門学校を卒業すると国家資格を取得できます。

管理栄養士は、管理栄養士の養成校で勉強し、試験に合格するか、栄養士の養成校で栄養士免許を取得後、栄養士の実務経験を積み、試験に合格すると取得できる資格です。

調理員に調理師免許は必須ではありませんが、調理師免許を持っていると就職に有利です。調理師免許は指定の養成施設を卒業か、実務経験を積み調理師試験に合格すると取得できます。

栄養・調理に関わる職種

■ 栄養士

栄養士は、栄養バランスのとれた食事を通しての健康増進、疾病の予防などの仕事をします。具体的には、献立の作成、食材の発注、調理員に対する栄養に関する知識の向上などの指導、給食施設の衛生管理、利用者の食生活の改善や指導にあたります。

必要な資格

栄養士・管理栄養士

■ 調理員

調理員は、栄養士の作成した献立により実際に食事を作り、利用者に食べる楽しみを提供します。一度に多量の食数を作るため、材料の仕込みや味付け、大型の調理器具の使用など大量給食ならではの知識や技術が求められることもあります。

また、飲み込みづらい、むせやすい方などのために、その人の状態に合わせた食べやすい食事の提供の工夫も行い、一人ひとりが楽しく生活できるように努力しています。

必要な資格

調理師

※必須ではないが、持っているとうり



⑦運営・管理の仕事

■施設をまとめ運営・管理していく縁の下のちからもち

福祉のサービスを必要としている人が、社会福祉施設を便利に気持ちよく利用できるよう、施設で働く人をリードしたり、お金や設備などを管理する仕事です。

運営・管理に関わる職種

■施設長

社会福祉施設は、施設の管理者として施設長を置くことが定められています。

施設長は施設のサービス提供や財務管理、対外的な折衝など、施設全般の運営・管理に責任を持ち、経営理念やサービス目標の実現・達成に向けてリーダーシップをとる、施設運営の舵取り役です。

必要な資格

施設の種別ごとの任用基準を有し、福祉現場での長い経験があるベテラン層から任用されることが一般的です。

■事務員

ほとんどの社会福祉施設に事務職が配置され、経理や庶務等の仕事にあたっています。

経理では、地方自治体への運営費の請求、財務管理、職員の給与事務などの業務を処理します。また、庶務では、文書の作成、発信・受取、管理や施設設備の維持管理など多岐にわたります。

必要な資格

事務員の資格要件は法令上は特に定められていません。

簿記やパソコン操作などの実務的な知識・技術を求める求人が多くなっています。

■その他の職員

施設を管理、維持していくためには、ボイラーの管理や洗濯、清掃、また、通所サービスの利用者を送迎するための運転や夜間の宿直などの多くの仕事があります。

こうした仕事を担当する人の職名や採用条件は職場や業務内容によってさまざまです。非常勤職員として採用する場合も多くなっています。



⑧ 行政の相談所の職員

■ 福祉の相談窓口として地域の人々の暮らしをサポート

行政の相談所とは、国や地方自治体が行う社会福祉サービスの相談機関のことです。
職員は地域で保護や支援を必要とする人々の相談を受け、その人に必要な生活保護の実施等のサービスの提供や施設の紹介、入所の手続き、また福祉施設との連絡・調整などを行います。

仕事に就くには

行政の相談所の職員になるには、公務員として採用される必要があります。
相談業務によっては、任用要件が定められていますが、一般の公務員として採用され、異動で配属されることもあります。

行政の相談所に関わる職種

■ 福祉事務所の職員

福祉事務所は市・町や郡部に置かれる社会福祉サービスについての相談機関です。
生活保護、高齢者、児童、母子、身体障害、知的障害など、あらゆる福祉サービスの相談に応じるほか、分野によってはサービス利用開始の決定、調整などを行います。
相談員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員などが置かれています。

■ 児童相談所の職員

児童相談所は、県が設置し、原則として18歳未満の児童の養育、保護、育成などについての相談を受ける専門機関です。福祉事務所、児童福祉施設、学校、児童委員などと連携し、要保護児童の判定、一時保護、施設入所の決定や在宅支援などを行います。
児童福祉司、相談員、児童心理司、医師等が配置されています。

■ 身体障害者・知的障害者更正相談所の職員

県が設置し、障害者本人や家族からの相談に応じ、専門的な判定、指導、社会福祉施設の入所の調整、判定などを行います。
身体障害者福祉司等が配置されています。

■ 男女共同参画相談センター（婦人相談所）の職員

県が設置し、配偶者からの暴力被害やその他の理由により保護を要する婦人のために、各種相談、調査、判定や、一時保護などの措置、就労支援等を行います。
相談員、心理判定員等が配置されています。

⑨ 社会福祉協議会の職員

■ みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進

社会福祉協議会職員は、社会福祉協議会が行う多様な事業に合わせて、さまざまな職種で構成されています。

社会福祉協議会に関わる職種

■ 福祉活動専門員・ボランティアコーディネーター・地域福祉担当職員

地域社会で暮らしていくうえで人々に共通の生活課題、福祉課題に地域社会自らが組織的に取り組み、解決に結びつけていく過程を支援する専門職員です。

地域住民からの相談や、調査活動によって地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けての広報や組織活動、ボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援、新たな福祉サービスの企画・実施と評価など、その仕事は多岐にわたる「福祉のまちづくり」の推進役です。

必要な資格

社会福祉主事任用資格のほか、最近では社会福祉士資格を求める場合も多くなっています。

■ 在宅福祉サービスの介護職員や相談援助職員

在宅の高齢者や障害者を訪問して、直接福祉サービスを提供したり、相談支援を行う仕事で、市町の社会福祉協議会で活躍できます。

ホームヘルプサービスや入浴サービスを行う居宅介護支援事業所等や、在宅介護サービスのコーディネートや家族への介護指導を行う在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどがあります。

また、在宅で医療的なケアが必要な高齢者や障害者を訪問して看護を行う訪問看護ステーションなどがあり、部門・職種によって必要な資格が異なります。

必要な資格

訪問介護員（ホームヘルパー）の場合は、**介護職員初任者研修修了**や**介護福祉士**、相談員（ソーシャルワーカー）では、**社会福祉主事任用資格**や**社会福祉士**、看護職では**看護師**、**保健師**などが求められます。

■ その他の職員

その地域、住民が必要として社会福祉協議会が実施する様々な仕事や組織の運営にそれぞれの職員が携わっています。

地域の中で必要とされる仕事の内容によって職種は様々ですが、簿記やパソコン操作、運転免許などの実務的な素養を求める求人が多くなっています。



◆福祉の資格

福祉の仕事には、資格がなくても就職できる職種もあります。

しかし、高校生の方々には高校卒業後すぐ就職するよりも、大学・短大・専門学校などに進学し、福祉関係の資格を取得するなど、その専門性を高めて就職されることをお勧めします。もちろん、福祉の仕事に就いてからも、資格の取得は可能です。

ここでは、福祉の仕事にかかわる代表的な資格を取るための方法をまとめました。
※進学ルートは代表的なものを示しています。

介護福祉士【介護の仕事】

国家資格

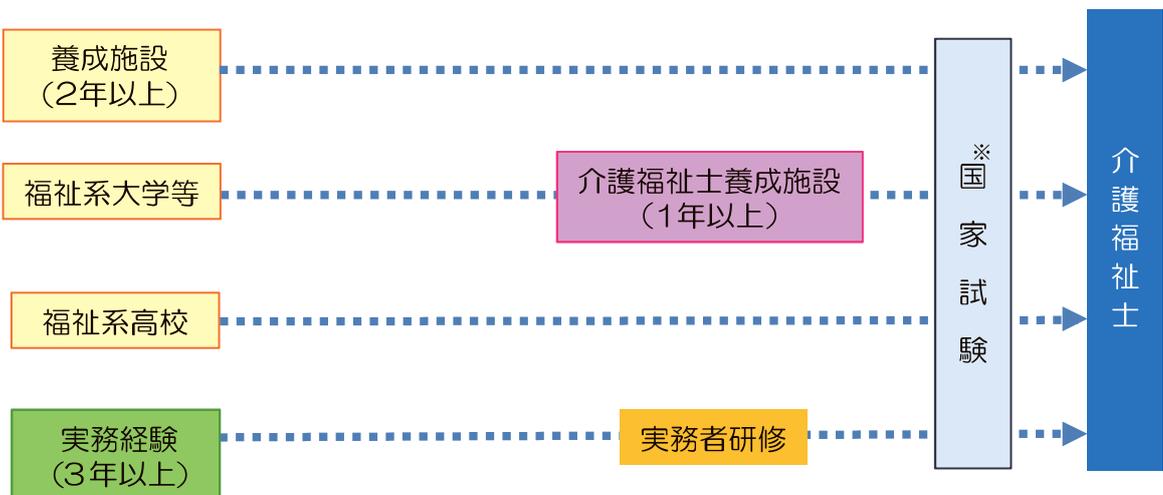
介護福祉士は、身体や精神の障害があることにより日常生活を営むことに支障のある人の心身の状況に応じて入浴、排泄、食事など生活上必要な介護を行い、また、その人や介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格です。

介護福祉士は、ケアワーカーと称されます。

取得方法

介護福祉士養成施設に進むことが一般的です。養成施設には、大学、短大、専門学校がありますが、その多くは高校卒業を入学資格とする2年制の専門学校です。専門学校を卒業すると、介護福祉士国家試験受験資格が得られます。

一般教養も含めてじっくり勉強し、学士や準学士の称号も得たい場合には大学・短大を、なるべく短期間で専門資格を取りたい場合には2年生の専門学校を選ぶということになります。



※平成29年度から令和8年度までに養成施設を卒業した方は、5年間、介護福祉士となる資格が得られ、卒業後5年間連続して介護の業務に従事することにより、その後も引き続き、介護福祉士資格を有することができます。

介護福祉士国家試験の問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
TEL : 03-3486-7559 (国家試験専用電話案内)
<http://www.sssc.or.jp/>



生活援助従事者研修【介護の仕事】

生活援助従事者研修は、訪問介護（ホームヘルパー業務）の生活援助を中心としたサービスの担い手を育成するための研修です。

介護には興味はあるが自分に向いているか不安、そのような方は生活援助従事者研修を修了し実務を積んで次のステップである「介護職員初任者研修」を受講する方法もあります。

生活援助従事者研修を修了すると「修了証明書」が発行されます。

ホームヘルパーとして介護保険制度の指定訪問介護事業に従事するためには介護福祉士または介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）を修了する必要があります。

取得方法

生活援助従事者研修の研修時間は、講義・演習を合わせて59時間で、介護職員初任者研修（130時間）の半分の時間で取得できる資格です。

研修の実施機関や、受講料等、まずは山口県長寿社会課などにお問合せください。

また、時期によっては、受講料の助成を受けられたり、受講料無料の講座を受講できます。

介護職員初任者研修【介護の仕事】

介護職員初任者研修は、施設や訪問先の自宅で介護職員として働くうえで、基本的な介護業務を行うことが出来るよう最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付けることを目的とした研修です。

（平成25年4月、「ホームヘルパー養成研修2級課程」から移行）

将来、介護福祉士が目指しやすいように、医療との連携や認知症の理解についての科目も組み込まれています。

在宅・施設を問わず介護業務に従事する者を対象とした研修といえますので、この研修を必須、または持っていることを望む求人も少なくありません。

介護職員初任者研修を修了すると「修了証明書」が発行されます。

ホームヘルパーとして介護保険制度の指定訪問介護事業に従事するためには介護福祉士または介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）を修了する必要があります。

取得方法

介護職員初任者研修の研修時間数は、講義・演習を合わせて130時間で、介護福祉士（1,800時間）や実務者研修（450時間）と比べて取得しやすい資格です。

自治体、社会福祉協議会、公益団体、福祉関係の専門学校、民間業者などさまざまな団体が研修を実施しています。受講料は5万～15万程度といろいろです。

まずは山口県長寿社会課などにお問合せください。時期によっては、受講料の助成を受けられたり、受講料無料の講座を受講できます。

実務者研修【介護の仕事】

実務者研修は、認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、新しい役割が求められている中、介護職員のスキルアップができる知識・技術を身につけることを目的とした研修です。

（平成25年4月、「ホームヘルパー養成研修1級課程」「介護職員基礎研修」を整理・統合）

実務者研修を修了すると「サービス提供責任者」となることが可能です。訪問介護等を行う事業所では、サービス提供責任者の配置が必須となっているため、より必要とされる資格となります。

また、実務経験3年以上で介護福祉士国家試験を受験する場合には、実務者研修修了が必須のため、介護職員としてキャリアアップを目指すには必要な研修です。

取得方法

実務者研修の研修時間数は合計450時間です。受講料は15万～20万程度です。

既に「介護職員初任者研修」「訪問介護員養成研修（1級～3級）」「介護職員基礎研修」「その他の全国研修（認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等）」を受講している場合には、実務者研修の研修科目の一部が免除されます。

さまざまな団体が研修を実施しているため、まずは山口県長寿社会課、管轄の地方厚生局などにお問合せください。

問い合わせ先

山口県長寿社会課（地域包括ケア推進班）
TEL：083-933-2788

厚生労働省「地方厚生（支）局所在地一覧」
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/chihoukouseikyoku.html>



介護支援専門員【介護の仕事】

介護保険制度において、居宅介護支援事業者および介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）に配置とされている職種で、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職です。

また、市町から委託を受けた場合には、要介護認定の為の調査を実施することも職務になっています。



取得方法

介護支援専門員実務研修を修了すると資格が得られますが、この研修を受講するためには受講試験に合格しなければなりません。

介護支援専門員の受験には、福祉・保健・医療の各種専門職での5年以上の実務経験が必要ですから、新卒や他の業界からの転職の際に就職前に取得できるものではありません。

都道府県より介護支援専門員証が交付されますが、この専門員証は有効期限が5年間で、5年ごとに更新研修を受講します。

試験・研修については山口県長寿社会課へお問合せください。

国家試験の概要

- ◆試験日
例年10月頃
- ◆申込
5月頃～8月頃
(都道府県により異なる)

受講試験の受験要件

◇受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士）

2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

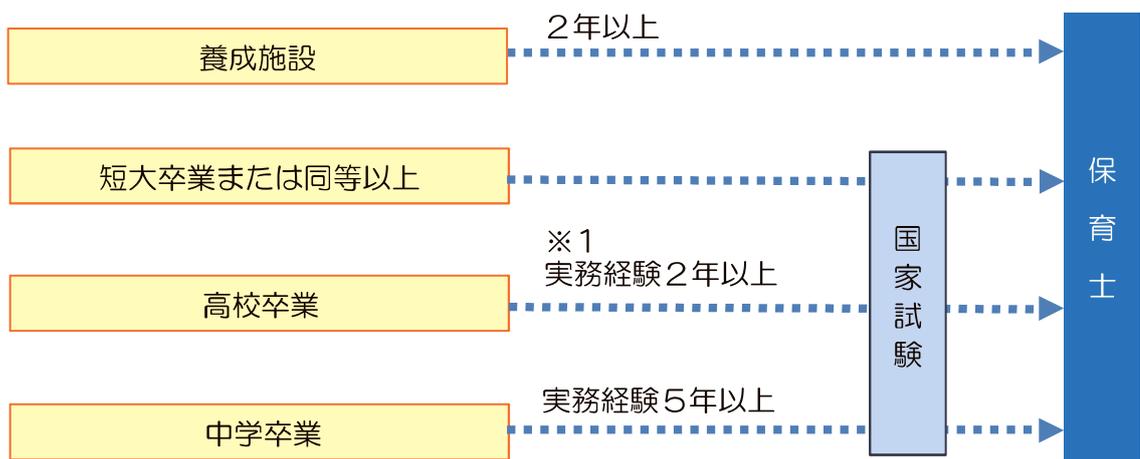
保育士は児童福祉施設で児童の保育を行い、子どもたちのケアの中心を担います。保育士の代表的な職場である保育所では、子どもたちに食べる、眠る、排泄するなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、遊びの集団活動を通して社会性を養います。保護者の就業時間に合わせ、早朝から、または夕方遅くまでの保育時間の延長や、夜間も子どもを預かる保育所もあり、超過勤務や出勤時間をずらすシフト勤務などが生じます。保育所以外の社会福祉施設で保育士の働く場は、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設などです。児童自立支援施設の保育士職にあたる人を児童生活支援員といいます。

取得方法

保育士を養成する学校に進みます。大学（4年課程）、短大（1～3年課程）、専門学校（2～3年課程）のいずれかの課程を卒業すると、国家試験を受けることなく保育士の資格が得られます。

一般教養も含めてじっくり勉強し、学士の称号も得たい場合には大学・短大を、なるべく短期間で専門資格を取りたい場合には2年生の専門学校を選ぶということになります。

また、保育士を養成する学校では、科目の選択の仕方によって幼稚園教諭免許も取得できるところがあります。



※1 高校の保育科を1996年3月31日以前に、保育科以外（普通科など）を1991年3月31日以前に卒業している場合は、実務経験がなくても受験可能。

保育士試験の問い合わせ先

一般社団法人 全国保育士養成協議会
 保育士試験事務センター
 TEL : 0120-4194-82
<http://www.hoyokyo.or.jp/>



社会福祉士は、身体や精神の障害あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障のある人の福祉に関する相談援助を行う専門職の資格で、いわゆるソーシャルワーカーの資格の1つです。取得するには国家試験に合格することが必要です。

社会福祉士の活躍する職場は、各種社会福祉施設、地域包括支援センター、老人保健施設、病院、社会福祉協議会、福祉事務所、身体障害者更生相談所、児童相談所、その他行政機関など多岐にわたっています。

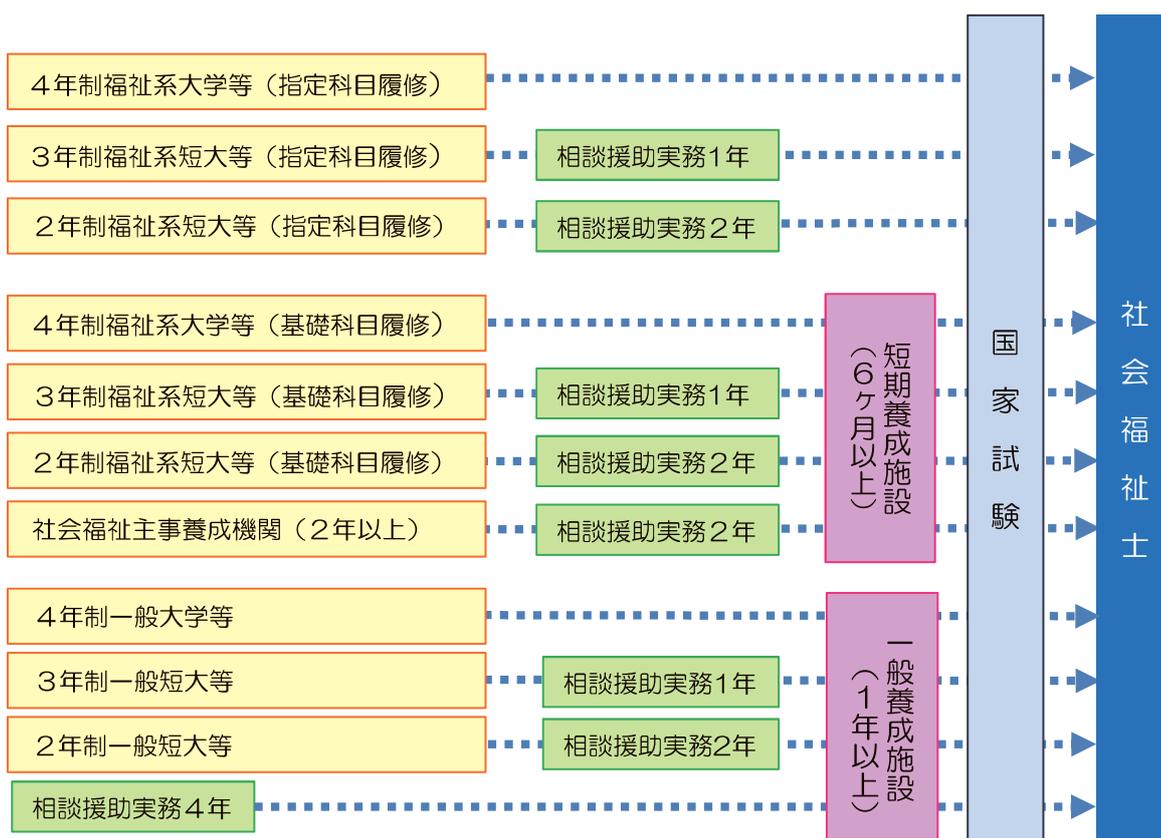
職種としては、社会福祉施設では「生活指導員（生活相談員）」「児童指導員」などと呼ばれる指導員関係、児童福祉司・身体障害者福祉司などの行政の相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員、地域包括支援センターのソーシャルワーカー、老人保健施設の生活指導員、病院のソーシャルワーカー（MSW, Medical Social Worker）などがあげられます。

なお、社会福祉士資格をもっていないと就けない職種は現在のところありませんが、相談援助関係職員の実際の求人では社会福祉士資格取得を条件としたものが増えています。

取得方法

福祉系の4年制大学で学ぶのが基本です。

2～3年の短大や専門学校の場合は、受験資格を得るまでに1～2年間の実務経験を必要としますが、実際には実務経験と認められる職種に就くことが難しいという現実もあるので注意が必要です。



社会福祉士試験の問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
 TEL : 03-3486-7559 (国家試験専用電話案内)
<http://www.sssc.or.jp/>

精神保健福祉士は精神障害者の保健や福祉についての専門知識・技術に基づき、精神障害者の社会復帰に向けた相談援助を行う専門職の資格です。

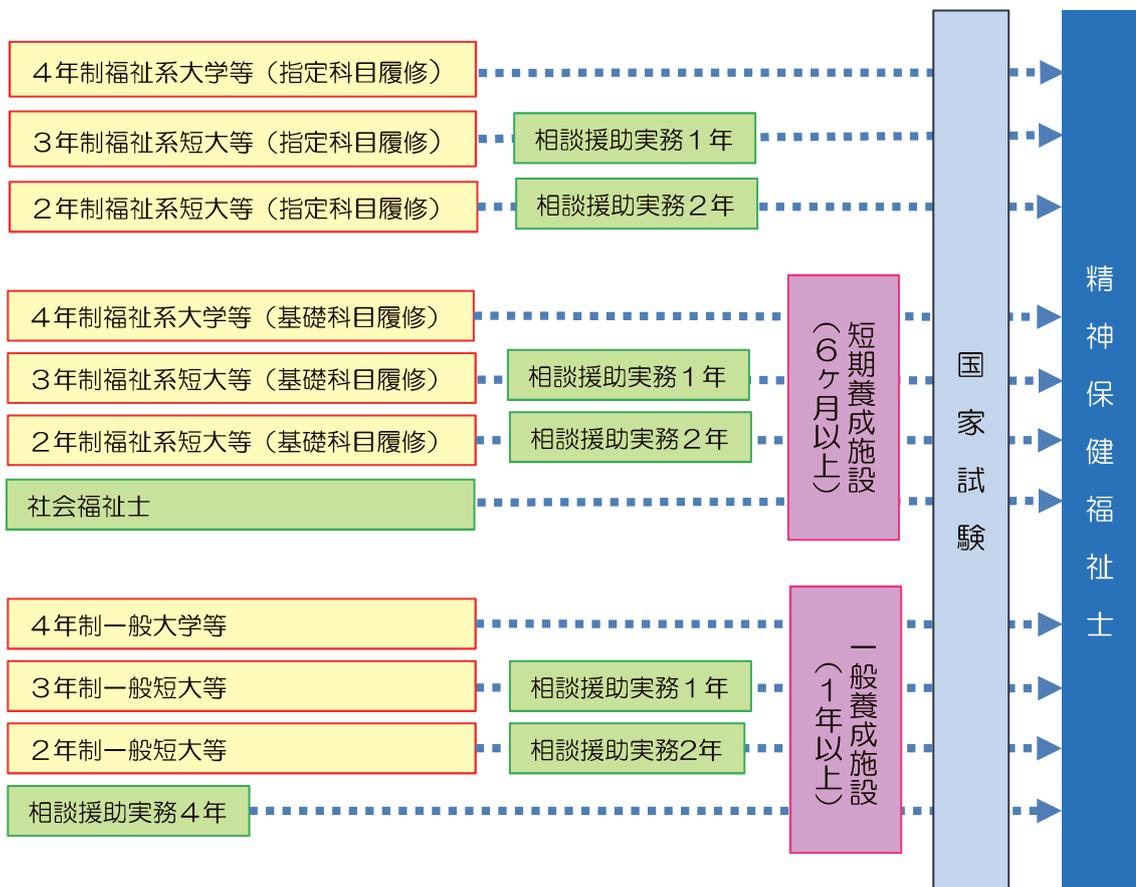
従来、精神科ソーシャルワーカー（PSW）の名称で相談業務にあたってきましたが、1998年4月よりこのPSWの業務に該当する国家資格として、精神保健福祉士の制度がスタートしました。

主な職務内容は、精神障害者の社会復帰に関する相談、退院後の住居や再就労の場についての助言・指導、日常生活への適応の為に必要な訓練、その他の援助を行います。

取得方法

福祉系の4年制大学で学ぶのが基本です。

2～3年の短大や専門学校の場合は、受験資格を得るまでに1～2年間の実務経験を必要としますが、実際には実務経験と認められる職種に就くことが難しいという現実もあるので注意が必要です。



精神保健福祉士試験の問い合わせ先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
 TEL：03-3486-7559
 （国家試験専用電話案内）
<http://www.sssc.or.jp/>

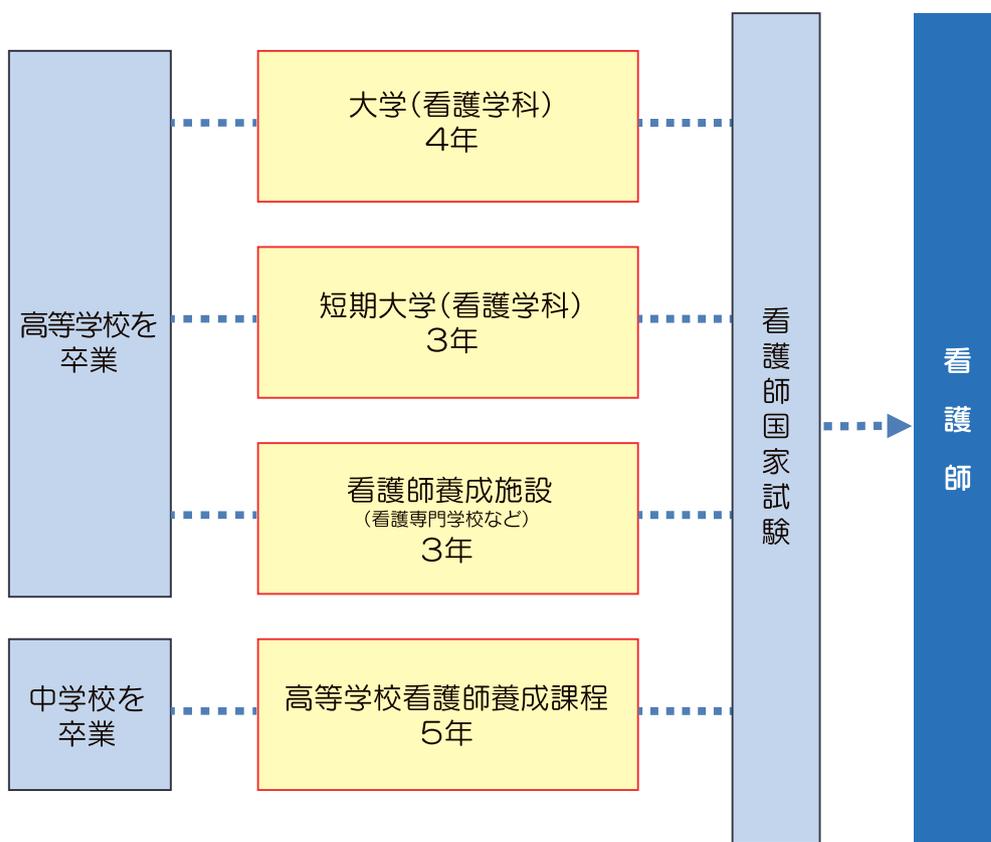


看護師は、医師の医療行為を支えるとともに、利用者の日常的な健康管理や衛生管理、医療的なケアを行います。施設内の衛生管理、感染症予防などの指導も担当します。

看護師が配置されている社会福祉施設は、高齢者福祉施設をはじめ、障害者支援施設、障害児施設、乳児院、保育所など、各分野に広がっているほか、在宅福祉の分野でも在宅介護に関する相談や指導を担うようになってきました。

さらに、医師、ホームヘルパーなどと連携しながら在宅の医療的なケアを必要とする高齢者を訪問し、看護や家族に対する指導などを行う訪問看護事業に従事する訪問看護師も増えていきます。

取得方法



問い合わせ先

山口県ナースセンター

TEL : 0835-24-5791 (防府市大字上右田2686) <http://y-kango.or.jp/>
e ナースセンター (中央ナースセンター)

<https://www.nurse-center.net/nccs/>

厚生労働省 医政局医事課試験免許室 TEL : 03-3595-2204

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kangosh/

理学療法士【リハビリテーションの仕事】

国家資格

理学療法士（PT, Physical Therapist）は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法等を施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図る専門職の国家資格です。

理学療法士の職場は、障害者支援施設などへの配置が規定されているほか、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設でも施設によって配置している場合がありますが、病院やリハビリテーションセンター等の医療分野が主な活動領域です。

リハビリテーションの専門医やケースワーカーなど、他の専門職との連携も重要になります。

作業療法士【リハビリテーションの仕事】

国家資格

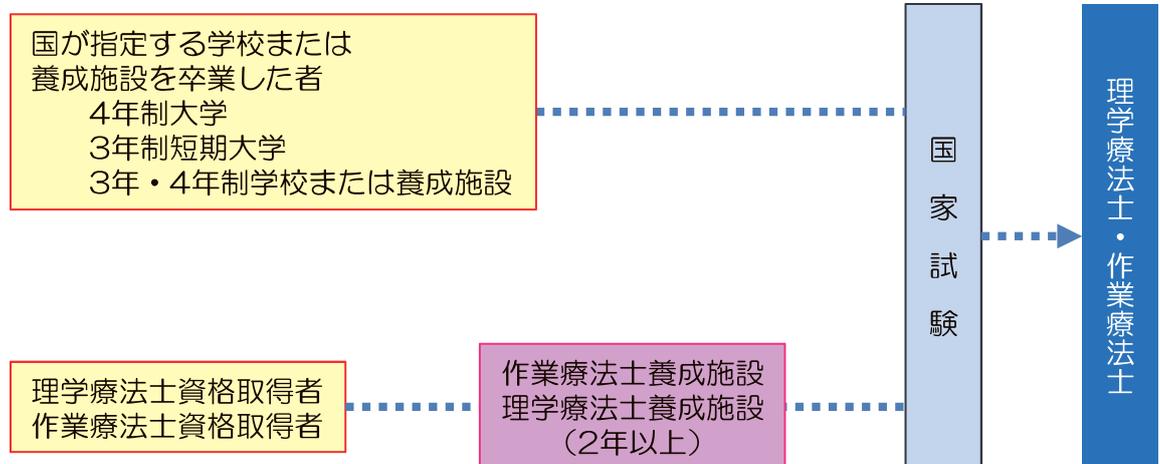
作業療法士（OT, Occupational Therapist）は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、工作や手芸などの作業、レクリエーション、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図る専門職の国家資格です。

作業療法士の職場は、障害者支援施設などへの配置が規定されているほか、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設でも配置されている場合がありますが、病院やリハビリテーションセンターなどの医療分野が主な活動領域です。

理学療法士と同様、リハビリテーションの専門医やケースワーカーなど、他の専門職との連携も重要になります。

取得方法

4年制の大学、3年制の短大と専門学校から選択します。



理学療法士試験・作業療法士試験の問い合わせ先

厚生労働省 理学療法士国家試験運営本部事務所
厚生労働省 作業療法士国家試験運営本部事務所
TEL：03-5579-6903

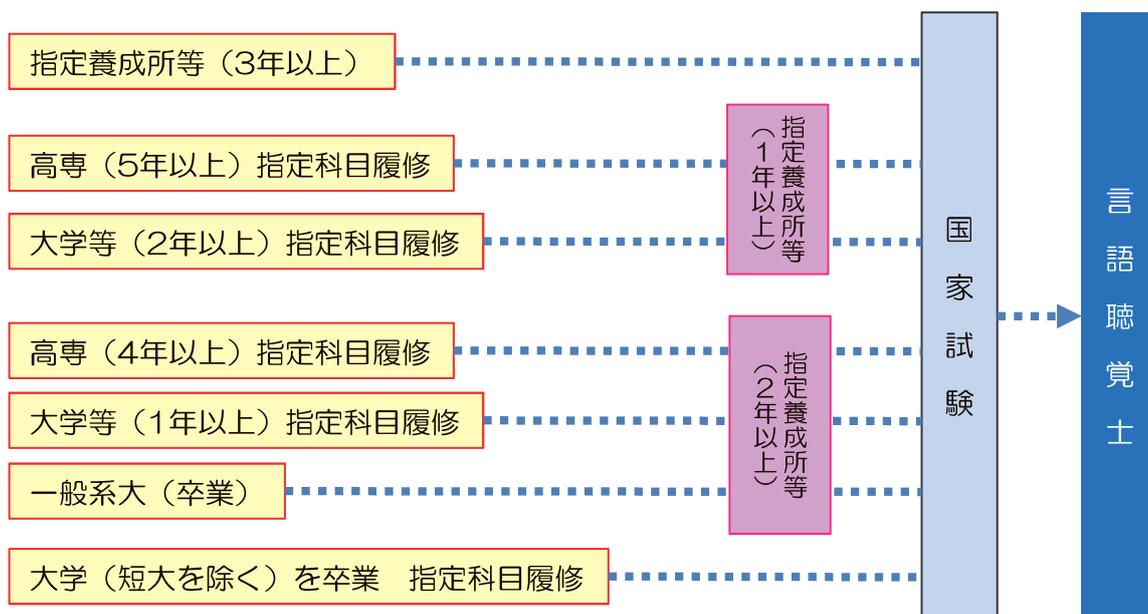


言語聴覚士（Speech Language Hearing Therapist）は、何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅滞など、言語・聴覚の障害を持つ人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職の国家資格です。

言語聴覚士の職場は、病院・診療所、難聴幼児通園施設、聴覚・言語障害者更正施設を中心とした社会福祉施設などがあげられます。

取得方法

大学、短大、養成所などで言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格することが必要です。



言語聴覚士試験の問い合わせ先

公益財団法人 医療研修推進財団 試験登録部
 TEL：03-3501-6515
<http://www.pmet.or.jp/>



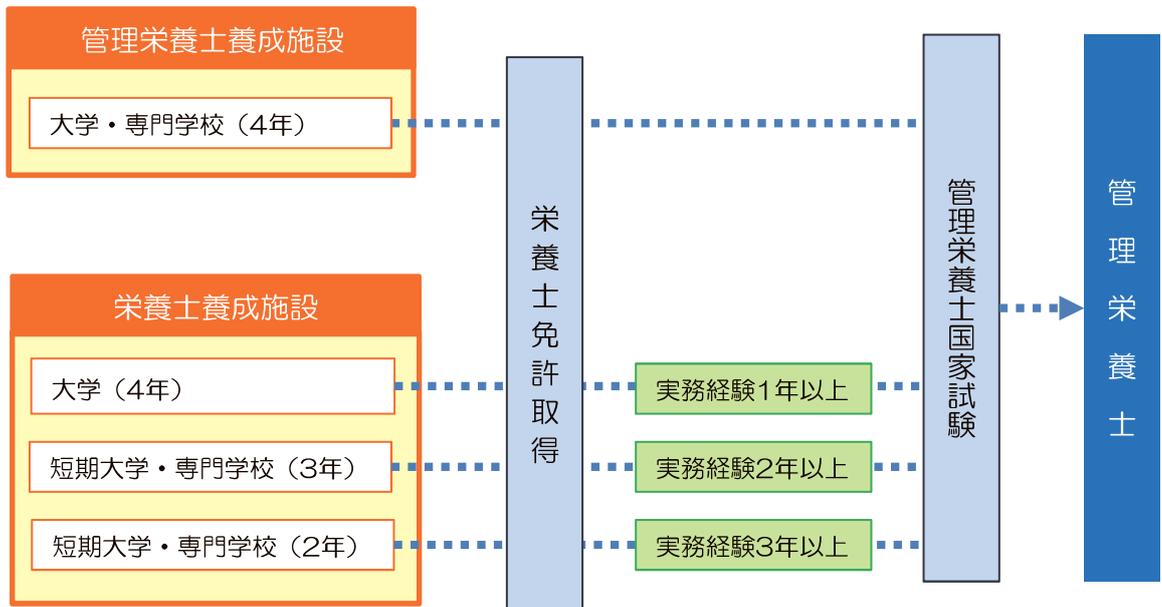
管理栄養士・栄養士は、栄養バランスのとれた、また、利用者の食事制限などに合わせた献立を作成するほか、調理員の栄養に関する知識の向上、栄養指導などを行い、利用者の食生活全般の改善や管理にあたります。

管理栄養士・栄養士は、多くの社会福祉施設をはじめ、学校、病院、給食センターなどで活躍しています。

取得方法

栄養士免許は、家政系大学・短大・専門学校で栄養科を設けている学校に進み、単位を取得すると得ることができ、都道府県から免許証を受けます。

管理栄養士は、栄養士の資格保有者が国家試験に合格し、国から免許を受けます。



管理栄養士国家試験の問い合わせ先

厚生労働省 管理栄養士国家試験運営本部事務所
TEL : 03-5579-6903



◆資格・経験の無いわたしは何が出来るの？

福祉の仕事は、資格はもちろんですが、利用者とのコミュニケーションは大切な仕事で、利用者の日常生活に適した年齢構成の職員を採用することがあります。

施設や事業所によっては、採用後に資格を取る制度を有しており、通信教育などを有効に利用しての資格取得もできます。



いまずぐ仕事に就きたい

介護職員	特別養護老人ホームなどの介護施設、障害者支援施設などのケアワーカーは資格がないと就けない仕事ではありません。専門的なサービスを提供するには、介護福祉士や実務者研修、介護職員初任者研修修了の資格が必要となります。
事務職員	事務職としてIT機器の活用は必要です。利用者の相談・援助にあたることも予想されるため、社会福祉主事任用資格などの資格要件を設けている場合もあります。事業所を運営する上では運転業務なども必要です。
調理員	調理師資格を要件とする場合もあります。

キャリアアップ！

働きながら、実務経験を活かして取れる資格

介護福祉士	介護実務に3年間従事し、実務者研修を修了すれば、介護福祉士受験資格を得ることが出来ます。夜間課程のある養成校もありますが、実習で勤務できない日が生じることも注意してください。
社会福祉士 精神保健福祉士	卒業した学校の種類によって必要年数は異なりますが、相談援助の仕事に従事することで、社会福祉士養成施設への入学資格や、社会福祉士国家試験の受験資格を得ることが出来ます。介護職は相談援助の実務経験に該当しませんし、精神保健福祉士の実務経験は精神障害者の社会復帰に関する相談業務となります。実習期間に勤務を離れることができるかも検討してください。
保育士	児童福祉施設における児童の保護といった実務経験（中卒5年、高卒2年）により、保育士試験を受験出来ます。ただし、児童福祉関係の仕事で資格要件の無い求人はそれほど多くなく、無資格で実務経験を積むのは難しいです。
調理師	資格試験には2年以上の実務経験が必要です。試験に合格し、県の調理師名簿に名前が登録されると調理師資格証が交付されます。
介護支援専門員	資格の取得に必要な研修を受講するために、保健・医療・福祉の各種専門職及び5年以上の実務経験を有するものを対象とした受講試験に合格する必要があります。
児童指導員任用資格	児童福祉事業において資格要件なしの求人がある場合には、その職務経験により、資格取得が可能となります。
管理栄養士	卒業した学校の種類によって必要年数は異なりますが、栄養士免許取得後、栄養士としての実務経験を積み、試験に合格することで取得できます。

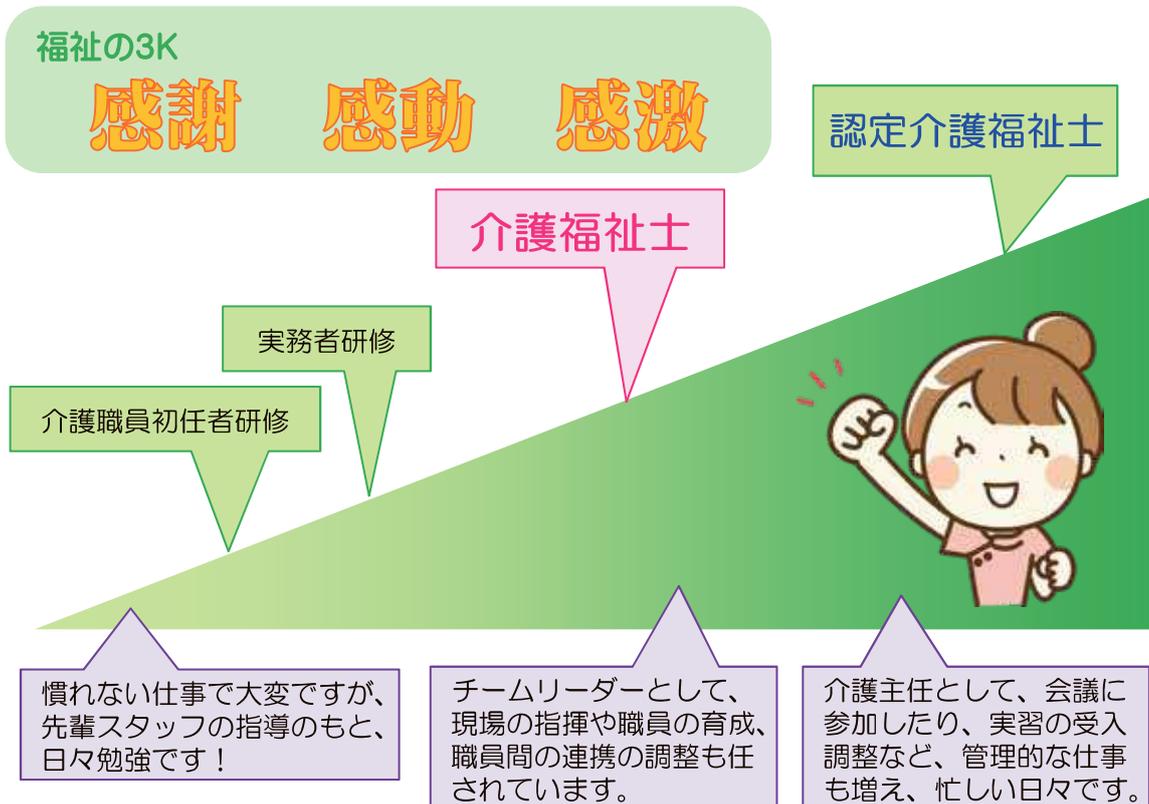
いますぐ取得できる資格

生活援助従事者研修	講義・実習が59時間必要です。詳しくは実施主体の事業者へお尋ねください。
介護職員初任者研修	講義・実習が130時間必要です。昼間の研修が中心ですが、土日の集中講義型、夜間課程、通信教育課程もあります。
実務者研修	講義・実習（施設等での実習あり）が450時間（過去、介護職員関係の研修受講済みの場合は一部が免除）です。通信教育の活用や、科目単位での修了認定も出来ます。
介護報酬請求事務	介護事務は、介護の事業所での請求事務業務に必要な知識と技能を修得します。 日本医療事務協会が認定する介護事務講座を修了し、検定試験に合格する必要があります。
社会福祉主事任用資格	福祉関係の仕事に従事されている方の場合、昼間の通学課程のほかに通信教育課程（1年半～2年）、夜間課程（1～2年）にて、資格を取得できます。

養成校での勉強が必要な資格

保健・医療系資格	看護師・准看護師・臨床心理士 等
リハビリ系資格	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士・義肢装具士 等
栄養・調理系資格	栄養士・管理栄養士 等

介護職員のキャリアアップ一例



ケアマネジャーや施設長になるなど
いろいろな道が待っています

障害者施設勤務 A子さんの場合

元気で明るく、身体を動かすことや音楽が大好きで、お菓子作りが得意なA子さんは、障害者施設で、就労支援員として働いています。

A子さんの施設は就労継続支援の事業所で、農作業をしたり、焼菓子を作って販売したり、公園のトイレの清掃などの軽作業を行っています。

今は無資格ですが、キャリアアップをめざし社会福祉士の資格を取ることを目標に、社会福祉士の通信課程を学んでいます。



朝	<ul style="list-style-type: none"> *出勤 *朝礼、申送り *利用者登所 	<p>出勤すると、今日の業務の確認。職員同士情報を共有します。</p>
午前	<ul style="list-style-type: none"> *作業援助 	<p>A子さんは得意なお菓子作りを活かし、焼菓子作りの指導をしています。作業の支援以外にもメニューの開発なども積極的に提案しています。</p> 
午後	<ul style="list-style-type: none"> *昼食 *作業援助 *レクリエーション *掃除 *利用者帰宅 	<p>身体を動かすことや音楽が大好きなA子さん。レクリエーションや体操、音楽療法の補助などの時は、趣味を活かして率先して支援を行い、スタッフの中でも、頼りにされています。</p> 
夕方	<ul style="list-style-type: none"> *事務作業 *翌日の準備 *ミーティング *帰宅 	<p>家に帰ったら、社会福祉士通信講座の勉強。仕事で疲れていても、社会福祉士である先輩からアドバイスや応援が励みになり、社会福祉士資格という目標に向かって頑張っています。</p>



福祉の仕事は特技や趣味を活かして働き、経験を積む事で、資格を取得できます。



◆山口県福祉人材センターが応援します！

誰かに相談したい方、ガイドブックには載っていない情報を集めたい方、山口県福祉人材センターにご相談ください。
☆福祉の世界で活躍したい人の相談に応じます。



1 福祉の仕事に関する情報提供

就職の希望の有無に関わらず、福祉の仕事や資格に関するご相談に応じます。
実際に福祉施設で仕事を体験する職場体験なども行っています。

2 福祉の仕事に関する情報提供

福祉に関する仕事の紹介・あっせんを行っています。山口県福祉人材センターに寄せられた求人票を見ながら、ご希望に合った求人情報を提供します。

◆山口県福祉人材センターでご紹介できる福祉職場

1. 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
(ただし、社会福祉法人が実施する公益事業も含む。)
2. 介護保険法に規定する介護保険事業所
3. 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
4. 高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
5. 行政が実施する相談所
(福祉事務所、児童福祉所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等)
6. 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
(届出等保育施設(へき地保育所、認定こども園、事業所内保育所等)、福祉作業所、発達障害者支援センター等)
7. 社会福祉分野の国家資格(公的資格を含む。)を持つ専門職の場合は、上記以外の社会福祉に関する事業を行う事業所
(病院への介護福祉士斡旋 等)

◆主な対象職種

介護職、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、社会福祉協議会専門員、セラピスト(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) 看護職、栄養士、調理員、事務職、運転手、施設長、管理者 等
(上記1～6の事業所が必要とする全ての職種)

山口県福祉人材センター

〒754-0041
山口県山口市小郡令和一丁目1番1号 KDDI維新ホール3階
TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

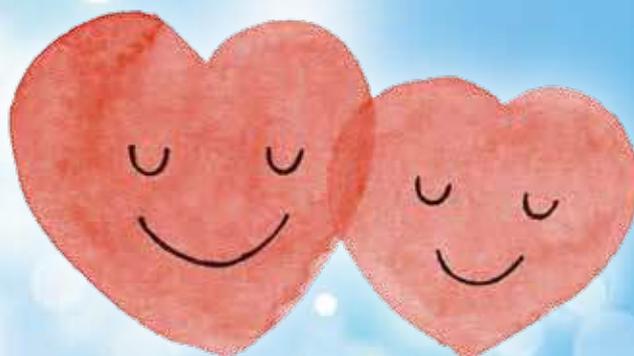
ホームページ

<http://yamaguchi-fjc.jp>

facebook

<https://www.facebook.com/yamaguchi.jinzai/>





山口県福祉人材センター

〒754-0041

山口県山口市小郡令和1-1-1

KDDI 維新ホール3階

TEL:083-902-2355

FAX:083-902-5877

